

「18」、「23」、「28」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

措 法 第 42 条 の 12 の 6 第 3 項 及 び 第 6 項 の 規 定 の 適 用 可 否

産業競争力基盤強化	区分	番号	「28」欄				
	単価	3	産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第6項」 ② 「区分番号」欄：「00705」 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額				
	販売数	4					
	調整後販売数	5					
	生産販売控除額 (3)×(5)	6					
産業競争力基盤強化商品	取得年月日	7					
	事業の用に供した年月日	8					
	投資した金額の合計額	9	円	円	円	円	円
	既控除対象額 (前期以前の(12)の合計)	10					
当期投資基準額残額 (9)－(10)	11						

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00703」
- ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

過	額	の	計	算
競争力	基盤	強化	商品	

登期線越柳組控除
半導「33」欄體

限	度	超	過	額	の	計	算	
	特	定	産	業	競	争	力	基
								盤
								強
								化
								商
								品

23」欄

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第7項」
- ② 「区分番号」欄：「00706」
- ③ 「適用額」欄：「33」欄の金額

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第4項」
② 「区分番号」欄：「00704」
③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

産 の 概 要

38